

知事記者会見の概要

日 時：令和元年5月30日(木) 10:00～10:28

場 所：記者会見室

出席者：知事、総務部長、秘書課長、広報広聴推進課長

出席記者：15名、テレビカメラ5台

1 記者会見の概要

広報広聴推進課長開会の後、知事から2件の発表があった。

その後、代表・フリー質問があり、知事等が答えて閉会した。

2 質疑応答の項目

発表事項

- (1) 「第6回『山の日』全国大会」の開催決定について
- (2) 「夏の省エネ県民運動」及び「夏のエコオフィス運動」の実施について

代表質問

- (1) 旧優生保護法強制不妊訴訟判決について
- (2) 参議院議員選挙への対応について

フリー質問

- (1) 代表質問1に関連して
- (2) 本県における廃プラスチック類の処理について
- (3) 蔵王山のアオモリトドマツ林の再生に向けた取組みについて
- (4) 代表質問2に関連して

<幹事社：河北・共同・TUY>

☆報告事項

知事

皆さんおはようございます。風薫る5月も残すところあと一日、明日だけとなりました。朝と昼の一日の寒暖の差が大変激しい、そういう日が続いておりますので、県民の皆様にはくれぐれもご自愛いただきたいと思えます。

ではですね、はじめに恒例となりました、イベントや祭りのご紹介をさせていただきます。

6月1日と2日、5日に、朝日町の空気神社・Asahi自然館で「空気まつり」が開催されます。世界で唯一の空気を奉った珍しい神社です。年に一度、まつりの時だけの本殿の御開帳が行われます。そのほか雅楽の演奏、鏡張りの舞台での地元小学生による巫女の舞が奉納されます。

また6月1日から7月7日まで、村山市の東沢バラ公園で「バラまつり2019」が開催されます。広大な敷地に世界各国の約750品種、20,000株のバラが、色とりどりに咲き誇ります。期間中の週末にはさまざまなイベントが開催されますほか、バラ交流館では、バラにちなんだスイーツや軽食を味わうことができます。

県民の皆様も、ぜひ、お出かけいただければと思います。

では、私から発表が2点ございます。

1点目は、第6回「山の日」全国大会の開催決定について申し上げます。

山形県は多くの魅力的な山岳資源を有しております。その更なる魅力や認知度の向上を図り、その保全と活用を一層推進するため、平成28年度に「やまがた百名山」を選定いたしました。本県の山岳資源を県内外へ積極的に情報発信するとともに、安心して登山を楽しんでいただけるよう受入態勢の整備を行ってきたところです。

これまでの取組みを発展させ、本県山岳資源の魅力をさらに強力に発信するため、「山の日」全国大会の本県での開催の誘致に、県と山形市、上山市とで取り組んできたところがあります。そしてこの度、令和3年8月11日の「山の日」に、第6回大会が蔵王で開催されることが決定いたしました。東北では、初めての開催となります。

この大会には全国各地から多くの方々に参加されますので、本県の山の魅力を全国に発信し、山岳観光の振興につなげていくとともに、県民の皆様にも、地域の宝であります山の魅力を再認識して愛着を深めていただけるよう取り組んでまいります。

また、令和3年には、東北デスティネーションキャンペーンが東北6県で開催されるということが決定しておりますので、相乗効果も大いに期待されるところであります。

では2点目にまいります。「夏の省エネ県民運動」と県機関の「夏のエコオフィス運動」の実施についてお知らせいたします。

これから夏本番を迎え、冷房などでエネルギー消費が大きくなることから、今年度も、6月から9月までの4か月間、「夏の省エネ県民運動」を実施いたします。

令和という新しい時代を迎え、「知恵出して チャレンジしよう！ 令和の省エネ」を新たなスローガンとし、省エネ・節電の取組みを促進してまいります。

この運動のキックオフイベントとしまして、6月5日にホテルメトロポリタン山形で「山形県地球温暖化防止県民運動推進大会」を開催いたしますので、県民の皆様にも是非ご参加くださいますようお願いいたします。

なお、健康に留意する必要がある方々や、病院・福祉施設などの県民生活の安全に直結する部門に関する事業者は対象外といたします。また、生産活動を行う事業者につきましても、事業活動に支障のない範囲での取組みをお願いしたいと考えております。

こうした県民運動にあわせ、県も一事業主として、「夏のエコオフィス運動」を実施して、空調の適正使用や一斉退庁・一斉消灯など、率先して省エネに取り組んでまいります。

県民の皆様には、熱中症にかからないよう健康には十分ご留意いただきながら、この夏の運動にご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

私からは以上です。

☆代表質問

記者

それでは、テレビユー山形の結城と申します。よろしくようお願いいたします。質問が2点ございます。

まず1点目は、旧優生保護法の強制不妊訴訟の判決についてです。旧優生保護法のもとで不妊手術を強制された被害者が、国に対して損害賠償を求めた訴訟の判決が、28日に全国で初めて仙台地方裁判所で言い渡されました。これに関して知事の所感をお伺いしたい、というのが1点でございます。

そして2点目が、参院選への対応について。今年の夏に予定されています参院選の山形県選挙区においては、野党が統一候補を擁立する方向性が固まり、与党候補者と野党候補者との一騎打ちの選挙戦となる見通しとなっています。これに対し知事はどのように行動されるお考えなのか具体的にお伺いしたい。

以上の2点、お願い申し上げます。

知事

はい。では1点目の旧優生保護法強制不妊訴訟判決についての所感を申し上げます。

仙台地方裁判所におきまして、28日、旧優生保護法に係る国家賠償請求訴訟の判決があり、旧優生保護法については違憲とされましたが、一方で原告の請求は棄却されたとのこととあります。原告側は控訴する方針とのことと、このほか各地域でも訴訟が起こされていると承知をしておりますので、今後も注視してまいりたいと思います。

これまでも申し上げておりますけれども、旧優生保護法の下で、いわゆる優生手術が行われていたということは、当時の法律に基づくものだったとはいえ、大変悲しくも痛まし

いことであったとっております。

過去に手術を受けた方を救済するため、一時金を支給する法律が施行されております。県としましては、対象となる方々がきちんと支給を受けられるよう、制度についてお伝えをしていきたいというふうに思っております。確実にお伝えするため、対象となる方の現住所やご家族の状況などの情報を把握する必要がありますので、現在、担当部局で市町村に照会するなどの準備を進めているところであります。

また 29 日現在で、受け付けた相談は 17 件でございます。請求があったのはそのうち 5 件となっております。請求があったものにつきましては、できる限り早期に厚生労働省へ送付できるように、市町村や医療機関への照会など、作業を進めているところであります。

今後とも、請求書の記載の仕方について丁寧にサポートするなど、相談、請求の際には、きめ細かく対応してまいります。

2 点目ですけれども、参議院議員選挙への対応へのご質問ですね。

この度の参議院議員選挙山形選挙区におきまして、野党が候補者一本化で合意したということにつきましては、報道などで承知をしております。これに対する私の考えということでもありますけれども、以前の記者会見でもまだ考えておりませんというふうに申し上げました。現在もそれに変わりはございません。

☆フリー質問

記者

すいません、NHK の新藤と言います。よろしくお願ひします。

優生保護法のところ、判決の件だったのですが、もう少しちょっと具体的にお伺いできればなと思ひまして、一つは、今回の判決では、憲法違反だというような判断が下ったということと、もう一方で、賠償の部分は期限が過ぎているという、20 年の期限が過ぎているということで退けられたという、2 点が大きかったと思うのですが、それぞれ憲法違反だったという、一つの判断が下ったことについての知事の思ひと、一方で、賠償が退けられたというところで、ある種、救われないところがあるのですが、そういった中で、一時金の救済法というのは知事としてどんな思ひで進めていきたいなというふうにお考えでしょうか。

知事

そうですね。裁判ということでもありますので、やはり、専門的な見地でのさまざまな論点があるだろうというふうに思っております。それで原告側は控訴する方針ということでありまして、また、このたびのその判決以外のですね、その他の訴訟も起こされておりますので、その行方などにつきましては、今後とも注視していきたいというふうに思っております。

いろいろなことがあるにしましても、お詫びというようなことで一時金支給というよう

なことが決まったこともあります。その対象となる方々にですね、きちんとその一時金の支給が受けられるということをお知らせして、そして、お知らせをして、また、それが受けられるように、ということで、私どもとしてはできる限りその方向で、きめ細かな対応をしていきたいというふうに思っております。

なかなか難しいことではあるかと思いますが、ただ、現代、共生社会というようなことで取り組んでいる私どもとしましては、やはりその時代が今とは違う時代であったかもしれないけれども、今を生きている私たちにとりましてはやはり、大変痛ましいことであったというふうに思っておりますし、そういったことがなされた方々に対してですね、できる限りのことを対応していくということが、最も私どもとしてやらなければいけないことではないかなと思っております。

記者

どうもありがとうございます。あと、すいません。別な課題の件なのですが。

5月の、先週ですかね、廃プラスチックの問題なのですが、その廃プラスチックごみの処分という部分で、環境省からですね、都道府県に通知があったと思うのですが、自治体で処分を受け入れるよう求める通知ということだったのですが、これに関しては、県としてですね、今後どのように対応するのか、というところをちょっとお伺いできればと思います。

知事

はい。まずですね、県内の廃プラスチック類の処理の状況について申し上げますけれども。

県内で焼却処理などの中間処理を行っている産業廃棄物処理業者に対して、聞き取り調査などを行ったところ、現時点で、廃プラスチック類については適正に処理されており、処理が滞って処理しきれなかった廃プラスチック類が保管基準を超えて保管されている状況にはなく、輸入禁止措置の影響と考えられる不法投棄も確認されておられません。

なお、引き続き県内の廃プラスチック類の処理状況について注視をしながら、適正かつ滞りなく処理されるよう産業廃棄物処理業者に対し指導してまいります。

ごみ焼却、市町村のごみ焼却施設等での廃プラスチック類の受入れについて申し上げます。

ごみ焼却施設での受入れにつきましては、市町村が判断することとなりますが、市町村に確認しましたところ、大多数の市町村では処理能力に余裕はなく、受入れは困難であるとお聞きをしております。

また、その他の市町村におきましては、市町村のごみ焼却施設等は、原則として当該市町村の区域内から発生する一般廃棄物を処理するための施設であり、また、県内では現在のところ廃プラスチック類は適正かつ滞りなく処理されておりますので、現時点では、受入れを具体的に検討する状況ではないとの考えをお聞きしているところであります。

県内の状況はそのようなものであります。やはり、その地域内で発生したものは地域内で処分するというのが、やはり最も望ましいことであるのかなと思っております。

それから、廃プラスチックそのものがですね、なるべく出ないようにしていくとか、環境的なことですね。環境保全するというような意味での対策といいますかね、そういったこともやはり、全国的にそういうことも取り組んでいったほうがいいのではないかなと思っております。

これまで中国では受け入れないというふうになったということでもありますけど、そもそもやはり、そういったものを排出しないような努力もしていくべきではないかなというふうに思っているところです。

記者

現時点では、処理のほうは間に合っているというお話だったのですが、一方でこれから部分でいうと、また蓄積されてですね、増えていって処理しきれずに余ってしまうとかね、という可能性もあるのですが、そうした場合に備えてどのような対応が必要かなというところはあるのでしょうか。

知事

県内に関して申し上げますと、まず、処理しきれないという状況ではございませんが、受入れできるほどの余裕はないという状況かと思っております。

ですから、今のところ特段これまでと違った対応ということは、ちょっと考えられないところでありますけど、ただ県の方針として、「ごみゼロ運動」というようなこともやっておりまして、環境保全といったことをきちんと取り組んでいきたいという事業をやっておりますので、そういった環境保全活動をですね、やはり県民の皆さんと一緒にってしっかり取り組んでいければというふうに思っています。

記者

「ごみゼロ運動」というのは、すいません、私、知識がなかったのですが、できるだけごみを出さないでいこうというような県民への働きかけ、もしくは循環型社会みたいな形で再利用とか、そうしたことの意味なのかもしれませんが、その辺をちょっと知事の言葉で説明していただけると。

知事

毎年そのイベントなどもやっておりますので、ちょっと担当から具体的なことを言ってもらいたいと思います。

環境エネルギー部次長

環境エネルギー部次長の佐藤でございます。

「ごみゼロやまがた県民運動」ということで毎年取り組んでおりますが、その内容としては、最終処分に回るごみをゼロにするという目標で取り組んでいるところでございます。それを達成するためには、もちろん先ほどおっしゃられたようにごみ全体を減らすということと、あとはリサイクルのほうに回していくというようなことで運動に取り組んでいるところでございます。

記者

すみません、あと最後にですね、蔵王のほうの樹氷がですね、いろんな問題で、木が枯れてしまっているという状況で、観光資源的な問題としても非常に大きな問題になっていると思うのですが。そうした中で今日から移植というのが始まるようなのですが、移植をですね、そうした取組みについて、知事のご感想なり、これからどんなふうに、県としても何か支援していきたいという思いがあったりするのをお伺いできればと思うのですが。

知事

そうですね、蔵王というところはやはり全国、また世界でも数少ない樹氷が見られるということで観光資源にもなっておりますし、大切な本県の資源だと思っているところで。

確かアオモリトドマツでしたかね、蛾、虫の害で大変枯れてきているということで、このままでは樹氷もできなくなってしまうのではないかとということで、あそこを管轄しているのは確か営林署（補足：正確には「森林管理署」）だったと思いますので、営林署ともご相談を申し上げながらですね、県としても何かできることはないかというようなことで取り組んできた経緯があります。

それで、ようやく移植というようなことに取り組み始めたということをおも聞いておりますけれども、そういう取組みが具体的に始まるということは、大変将来に向けて希望が持てることではないかなと思っております。

ただ、あそこは冬が大変厳しいので、その樹木の育ち方が大変遅いといいますが、育ち方が遅いですし、きちんと育つように、大変厳しい自然の中で育ててもらわなければいけませんので、やはりできる限りですね、何ができるのかちょっと聞かないとわかりませんが、やはり人間、私たちもですね、できる限りのことをしながらしっかり育つように見守って育てていかなければいけないなというふうに思っております。

あと、その取組みについて担当の人おりますか。

農林水産部次長

農林水産部次長の高橋でございます。

蔵王の樹氷のもとになっておりますアオモリトドマツにつきましては、ご指摘のとおり枯死が進んでいる状況にありまして、その場所は知事もおっしゃいましたとおり、国有林となっております。それで、主体は国有林ですので、森林管理署になりますが、県の森林研究研修センターにおきましても、植替えをする際の厳しい環境の中で、どういうふうにやっていったら適切に育っていくかについて知見を提供するなど、力を合わせて進めていくということにしているところであります。以上でございます。

記者

さくらんぼテレビの白田です。

参院選への対応について伺いたいのですが、確か県議選が終わった時に知事に同じ質問をさせていただいた時に、まだ考えていないというふうにおっしゃっていて、そこから1か月以上経ちました。それで、考えていらっしゃらないはずがないとは思いますが、いつその考えを発表される予定ですか。

知事

いやいや、考えておりませんと申し上げておりますので、考えているわけではないのです。まだ考えておりません、というのが答えです。

記者

今後、その考えを公表する予定はありますよね。

知事

いや、それはどうかわかりませんが、ただ、どういうふうに行動するかとかね、どういうふうにお話をするとか、そういうことも含めてまだちょっと考えておりませんということで、6月の議会の準備も始まっておりますので、それから政府への提言ということも間もなくまいります。いろんなことが毎日ありますので、しばらく公務に邁進したいというふうに思います。

記者

参議院議員は県全体から一人選ばれる、トータル二人ですが、今回一人選ばれる。そして、知事とも連携して仕事をしていく大事な立場だと思っておりますが、今回、構図では一騎打ちとなる見込みですが、それぞれの候補に対する印象を聞きたいのですが、現職の大沼さんは6年間やってこられて、知事とも一緒にやってきたと思っておりますが、新人の芳賀さんを含めて、お二人への印象を聞かせてください。

知事

そうですね、そういったことを申し上げるとちょっと影響があるかもしれませんので、ちょっとコメントは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

記者

では最後に、大事な選挙ですので、こういった選挙戦を期待されるか、その点だけお願いいたします。

知事

そうですね、やはり県民の皆さんが判断をされるというのが最終的なところでありますので、やはりどういったお考えで山形県に対して、また国会議員ですから、日本に対してどういったお考えを持ってどういったことを、政策を打ち出されるのかとかですね、そういったことをしっかりと出していただいて、県民の皆さんが判断できるように、そして最終的にしっかりと山形県民の皆さんにとって、また山形県にとって良い判断がされるように私としては期待したいと思います。

記者

共同通信の白神と申します。

すみません、旧優生保護法の問題に戻るのですけれども、市町村に住所などを照会するというお話があったと思うのですが、大体いつ頃から始めるという見込みはあるのでしょうか。

知事

市町村に対してですね。

記者

はい。

知事

それは担当にちょっと聞いてみたいと思います。

健康福祉部次長

健康福祉部次長の泉でございます。

現在照会する準備を進めておりますが、私どもといたしましては、できれば6月上旬には市町村のほうに照会できるような形で進めたいということで現在準備を進めております。

記者

わかりました。あと、この具体的な通知方法とかというのは、何か複数でも案があったりはするのでしょうか。

健康福祉部次長

現在検討中でございます。

記者

はい、わかりました。ありがとうございました。